第千二百三十九号

十一月一日 木

平成十三年 曜 日

目 次

山梨県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則......五七 則

広域連合の規約の変更.......五七一 道路の区域変更......五七一

土地区画整理組合の事業計画の変更認可......五七四 第三十四期山梨県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者の推薦請求...... 五七四 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見 ( 二件 ) ...... 五七三 特定非営利活動法人の設立の認証申請 .......五七三

公安委員会

遊技機の型式の検定......五八二 山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則. ..... 五七四

平成十三年十月十一日付け第千二百二十三号中......五八三

則

規

山梨県規則第八十五号

山梨県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則を次のように定める。

平成十三年十一月一日

山梨県知事 天

山梨県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則

(趣旨)

Щ

梨

県

公

報

第千二百三十九号

平成十三年十一月一日

建

野

第一条 めるものとする。 円滑入居賃貸住宅登録簿 (以下「登録簿」という。) の閲覧に関し、必要な事項を定 交通省令第百十五号。 この規則は、 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 (平成十三年国土 以下「省令」という。) 第四条第二項の規定に基づき、 高齢者

(登録簿閲覧所)

第二条 省令第四条第一項の規定による登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)は、 山梨県土木部住宅課内とする。

( 閲覧時間 )

第三条 登録簿の閲覧時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

(定期休日)

第四条閲覧所の定期休日は、 次に掲げるとおりとする

日曜日及び土曜日

五七二

国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年一月三日までの日 (前号に掲げる日を除く。)

(臨時休日及び閲覧時間の短縮

の場合においては、その旨を閲覧所に掲示するものとする。 あると認めるときは、閲覧時間を短縮し、又は臨時に休日を設けることができる。こ 前二条の規定にかかわらず、 知事は、 登録簿の整理その他の事由により必要が

第六条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧簿に閲覧しよう (閲覧所以外における閲覧の禁止) とする者の氏名、住所その他必要な事項を記入しなければならない。

第七条 登録簿は、閲覧所以外の場所で閲覧することができない

(閲覧の停止又は禁止)

第八条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止させ、 又は禁止するこ

とができる。

この規則又は閲覧所職員の指示に従わない者

登録簿を汚損し、若しくはき損した者又はそのおそれがあると認められる者

他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者

この規則は、 公布の日から施行する。

Щ

### 五七二

### 告 示

## 山梨県告示第四百八十四号

平成十三年十月一日付けで許可した。 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の三第一項の規定により 山梨県東部広域連合長から申請のあった山梨県東部広域連合規約の変更については

平成十三年十一月一日

山梨県知事 天 野

建

山梨県告示第四百八十五号

ಶ್ಶ 川建設部において、この告示の日から平成十三年十一月二十二日まで一般の縦覧に供す 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成十三年十一月一日

天 野

建

山梨県知事

路 道路の種類 線 名 甲府市川大門線

Ξ 道路の区域

二番の二地先まで中巨摩郡田富町大字大田和字下河原一二九七番の一地先から中巨摩郡田富町大字大田和字下河原一二八中巨摩郡田富町大字大田和字下河原一二八	〇三番地先まで中巨摩郡田富町大字大田和字下土井外一九七番の一地先から中巨摩郡田富町大字大田和字下河原一二八中巨摩郡田富町大字大田和字下河原一二八	二番の二地先まで中巨摩郡田富町大字大田和字下河原一二九八番の一地先から	区
一 二	九 二	一 二	間
新		旧	の旧 別新
一〇・五~〇	五〇〇〇〇	一〇・〇	(メートル)敷地の幅員
九四・〇	四九・五	七五・〇	(メートル) 長

山梨県告示第四百八十六号

日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課、峡中地域振興局建設 部及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十三年十一月二十二 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成十三年十一月一日

山梨県知事

天

野

建

県道 種道 類路 の 門線市川大 路 線 名 河原一二九二番の二地先まで中巨摩郡田富町大字大田和字下中三摩郡田富町大字大田和字下七一番の三地先から中巨摩郡田富町大字馬籠字天神 X 間 五六〇・〇 延 (メ ト トル)期日長供用開始の 十一月六日

# 山梨県告示第四百八十七号

川建設部において、この告示の日から平成十三年十一月二十二日まで一般の縦覧に供す 路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市 次のとおり道

平成十三年十一月一日

山梨県知事 天 野

建

道一 般 国	種道類路の
Ш	路
四〇号	線
5	名
還西一三三四番の一地先まで中巨摩郡田富町大字大田和字住地地先から	区
五八〇・〇	(メートル)長
十平 一月六 日	期日開始の

## 山梨県告示第四百八十八号

縦覧に供する。 の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路 山梨県土木部建築指導課に備え置いて

平成十三年十一月一日

山梨県知事 天 野

建

道路の位置

中巨摩郡若草町浅原字覚頭三百八十二番

道路の幅員

五・〇〇メートル

Ξ 道路の延長 三十四・ハーメートル

山梨県告示第四百八十九号

縦覧に供する。 の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路 山梨県土木部建築指導課に備え置いて

平成十三年十一月一日

天 野

建

山梨県知事

中巨摩郡竜王町富竹新田字西耕地千九十二番四、千九十三番二 道路の位置

道路の幅員

道路の延長 六・〇〇メートル

Ξ

三十三・三八メートル

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請

り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、次のとお

に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十一月一日

山梨県知事 天 野

建

申請に係る特定非営利活動法人の名称、 申請のあった年月日 平成十三年十月二十二日 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

名称 特定非営利活動法人 なんぶ農援隊 びにその定款に記載された目的

2 代表者の氏名 鈴木俊輔

Щ

梨

県

公 報

第千二百三十九号

平成十三年十一月一日

3 主たる事務所の所在地 南巨摩郡南部町本郷八千三百二十一番地

> 4 定款に記載された目的

くりに寄与することを目的とする。 化・健康増進のための事業を行い、大自然の生命を大切にした共存・共栄の地域づ により肥料・飼料化し、有機栽培農業及び畜産業に活用し、農業の向上・環境の浄 この法人は、主に南部町内より生ずる生ゴミを回収して、有用微生物の発酵作用

**県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十三年十二月一日まで縦覧に供す** べた意見について、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により県が述 平成十三年十一月一日 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

山梨県知事

天

野

建

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オギノ韮崎ショッピングセンター

2 所在地 韮崎市藤井町南下条二百番地

二 届出の内容及び公告日

内容 新設

2 公告日 平成十三年三月二十九日

 $\equiv$ 意見の概要

駐車需要の充足等交通に係る事項

駐車場の位置及び構造等

駐車場出入口の交通対策 駐車場の分散確保

交通誘導員の配置

経路の設定等

来客の自動車の案内経路

2 騒音の発生に係る事項

騒音問題に対応するための対応策について

営業宣伝活動に伴う騒音対策

付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

兀 意見を述べた日

平成十三年十月二十二日

Щ

五七四

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により県大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十三年十二月一日まで縦覧に供すべた意見について、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により県が述

平成十三年十一月一日

大規模小売店舗の名称及び所在地山梨県知事

天

野

建

1 名称 塩山ファッションモール

2 所在地 塩山市大字熊野字一の平三一

二 届出の内容及び公告日

内容 新設

三 意見の概要 2 公告日 平成十三年四月十二日

・ 駐車場の位置及び構造等

駐車需要の充足等交通に係る事項

ア
駐車場出入口の交通対策

イ 交通誘導員の配置

平成十三年十月二十二日意見を述べた日

兀

第三十四期山梨県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者の推薦請求

うので、労働組合は労働者委員補欠委員候補者を次により推薦されたい。第三十四期山梨県地方労働委員会労働者委員補欠委員の任命を平成十三年十二月に行

平成十三年十一月一日

山梨県知事 天 野

建

- 五条第二項の規定に適合する労働組合であること。 内にのみ組織を有し、労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)第二条及び第1 労働者委員補欠委員候補者を推薦し得る資格を有する労働組合は、山梨県の区域
- の規定に適合する旨の地方労働委員会の証明書を添付すること。2(1の労働組合が候補者を推薦する場合には、推薦書にその労働組合が労働組合法
- 被推薦者の資格制限
- 1 被推薦者が労働組合法第十九条の四第一項の規定に該当する場合には、委員とな

ることができない。

二百六十一号) 第三十五条及び第三十八条の規定の適用を受ける。 法律第百二十号) 第百一条及び第百四条並びに地方公務員法 (昭和二十五年法律第2 公務員である被推薦者が委員に就任する場合には、国家公務員法 (昭和二十二年

三 推薦者数

各労働組合が推薦しようとする候補者の数は、二名程度とする。

四 推薦期間

平成十三年十一月六日から同月二十一日まで

五 推薦書提出場所

山梨県商工労働観光部労政雇用課とする。

六 任命すべき補欠委員の数

\_ 名

土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次

のとおり事業計画の変更を認可した。

平成十三年十一月一日

----|

山梨県知事

天

野

建

組合の名称

昭和町西条梅の木土地区画整理組合

二 事務所の所在地

中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地の二 昭和町役場内

三 設立認可の年月日

平成七年十一月七日

四 変更後の事業施行期間

平成七年度から平成十三年度まで

五 変更認可の年月日

平成十三年十月二十二日

## 公安委員会

# 山梨県公安委員会規則第十号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十三年十一月一日

Щ 梨 県 公 報 第千二百三十九号 平成十三年十一月

日

Ξ

七

甲府市下

-小河原區

町

一九番地の

雇

用促進住宅

### Щ | 梨県公安委員会

員 長 風 間 善 樹

Ξ

八

寺先 前、線市

(等との五差路交差点) 道上町三号線と市道住吉

中

告示第四四号

差点)
〇番地先(町道田富玉穂線と町中巨摩郡玉穂町下河東二、〇二

ウンド前 玉穂南小グラ

告示第四四号

月

日

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 山梨県警察の組織等に関する規則 (昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号) の

別表第三南甲府警察署の部竜王交番の項を次のように改める。

竜王交番 篠原二三二三の中巨摩郡竜王町 中 巨摩郡竜王町

の項を削る。 別表第三中南甲府警察署の部玉幡警察官駐在所の項及び小笠原警察署の部桃園連 絡所

### 附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

を

# 山梨県公安委員会告示第四十四号

委員会規則第七号) 日から施行することとしたので、 員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された 信号機の設置、 車両の通行禁止、 第四条の規定により告示する。 山梨県道路交通法施行細則 制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委 (昭和三十五年山梨県公安

平成十三年十一月一日

Щ 一梨県公安委員会

委 員 長 風 間 善

樹

別表第 中

三六 差道一中 点田先巨 富玉穂大津線との十字路交(県道甲府玉穂中道線と町)摩郡玉穂町乙黒九五番地の 乙黒東 告平 宗第三二号 ·成一三年八月九日

を

 $\equiv$ 

六

差点) 一先(県道甲府玉穂中道線と) 一先(県道甲府玉穂中道線と) 中巨摩郡玉穂町乙黒九五番地

交町の

乙黒東

七八

点武先韮)田(崎八県市

代 帰道神 神韮山 社崎!!

紅線との十字路交差呵櫛形豊富線と県道町北宮地三八一番地

差道地

口武 田 八幡宮

λ

告示第三二

至二号 三年八月九日

に

平 成 告示第三二号平成一三年八月九日 年 月 日

九 道五中 四番巨 七地摩 |号線との十字路交差点||の一先 (村道二号線と村||郡八田村野牛島二、二四 八田 |小学校東 告平 示成 第 <u>一</u> 三 年 号 一月八日

ľ

≣

九

二地中 六の巨 号一摩

ラ 線先郡 の一郎

の十字路交差点)
「可道三八号線と農道和町上河東七三〇番

常永駅南

告示第四四日

月

日

=	=	= 0	二九
域農道との十字路交差点) 五番地先 (県道韮崎櫛形線と広中巨摩郡白根町曲輪田新田一五	の丁字路交差点) おと県道韮崎櫛形線バイパスと路と県道韮崎櫛形線バイパスと出三番地先(国道五二号甲西道中巨摩郡若草町十日市場一、五	点) 町道櫛形若草線との十字路交差 の一先(国道五二号甲西道路と 中巨摩郡櫛形町沢登五〇五番地	道四七号線との十字路交差点)五番地の一先 (村道二号線と村中巨摩郡八田村野牛島二、二四
曲輪田新田	ター 西 形イン	沢 登	八田小学校東
告示第四四号	告示第四四号	告示第四四号	告示第一〇号平成一三年三月八日

を

4 報 第千二百三十九号	平成十三年十一月一日	月日						五七六
3日、番申土泉との十字名できて、「県道韮崎櫛形豊富線と県道の(県道韮崎櫛形豊富線と県道崎市神山町北宮地三八一番地上崎市神山町北宮地三八一番地	武田八幡宮入	告示第三二号平成一三年八月九日	、 別表第三中					
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)			六七一町道	ЩЖ	車両	九時 時か	韮 崎_	平成一三年九月二
(イパスとの丁字路交差点)( 市道藤井九号線と農道藤井時市藤井町北下条五番地の一	ル前 証崎文化ホー	告示第四四号平成一三年一一月一日		東割八七四番地の七側)から韮崎市上条本要ゲーー 種がたく L	<sub>。</sub> 。 除 く マ	- 時びま <i>ら</i> マかーで力 寺ら四及印	# (	百示第三八号
		١		文差点東側)まで (山本健一方南西角		∃だでナ		
f東五号線との丁字路交差点) 市道青梅支線と市道三ヶ所新 I梨市三ヶ所八九一番地の一先	後屋敷小前	告示第五一号				除休E		
		L	を					
f東五号線との丁字路交差点) 市道青梅支線と市道三ヶ所新 製市三ヶ所八九一番地の一先	後屋敷小前	告示第五一号平成一二年一二月一四日	六七一町道	イントライン 要方南側交差点面 リーー番地 大真町上条東 はまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	。 除車両 く両	-で九時 四及時か	<u> </u>	告示第三八号 〇日 平成一三年九月二
5交差点) 「一〇号線との十字が原西八王子一〇号線との十字市道山梨市駅東山梨線と市道駅市小原東八五一番地の一先	人口公民館	告示第四四号		果川の東西の東西の東西の東西の東西の東西の東西の東西の東西の東西の東西の東西の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の		`たま一時で ∃だで六か- 翟しへ時ら☑		
三〇六号泉との十字各できたでの四先(県道杣口塩山線と町への四先(県道杣口塩山線と町へ山梨郡牧丘町千野々宮九八番	中牧神社北	告示第四四号平成一三年一一月一日				除休E		

ヮを

七

町へ山東市梨

っに

七

町へ山 東市梨

七九

バ先韮

七八

点武先韮

ヮを 六〇 六 於(塩) 々地山 力先梨線へ郡 四道市 一下下 と国勝 亏線との丁字路交差点)於曽三三号線と市道下於曽一、三三八番地先 の道沼 町 ||字路交差に 点道四 深七沢〇 深沢入口 民病院 入口 告平 告平 1 宗第一 四三 宗成 第一 三三 二年 四年号一 号八 /月九日 月 日

, に

七三

道地東

二〇六号線にの四条 (県)

緑との十字路交差点県道杣口塩山線と四年町千野々宮九八番

六七|

号西口

車殊大動大 自型車型 動特、自

日

原上

告示第四四日 一日 二年

野

军

月

゜を・

--- ア 線

七

路小へ山

六〇

於へ塩 曽市山

四道市

一号線との丁字路交差ら下於曽三三号線と市道下於曽一、三三八番地

**运**卡先

民病院

入口

告示第三二

北都留郡上野原町四方津二、五五四番地の四方津二、五五四番地の四方津二、五五四番地の四方津二、五五四番地の四方津二、五五四番組の交差点)

に改める。

別 <u>\_</u> 表第十中 0

九 市 道 ○甲 平府 嶋市 朝下 寛方河 所原 有畑一 前八 交番 差地 点先 府南 甲 八五 -

山 梨 県 公 報 第千二百三十九号 平成十三年十一月一日	東山梨   東山梨   一   告示第四四号   一   告示第四四号   一   一   上   一   一   一   一   一   一   一			山梨市小原東八五二番地先(若   四   日下	線   ンド前交差点)		「「「「「「「「」」」」」 「「「」」 「「「」」 「「」」 「「」」 「	に、		を 	口線   口線   一切   第二一号   二、九八七   県 道   東山梨郡牧丘町千野々宮九九番   二 日下   六三・八・二二	に、		
五七七	Ιζ	四、三六四     削除       点     月一日       小笠     平成一三年一一	<b>を</b>	四 三 7四   国 道 中国衛格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		四、三六三 国道五 中巨摩郡櫛形町沢登五〇五番地 六 小笠 平成一三年一一	<b>を</b>	差点)	四、三六三   国 道   中巨摩郡櫛形町沢登五一七番地   三   小笠   平一〇・七・二  「		道藤 韮崎市藤井町北下条五番地の一 二 韮崎	四、〇七三 市 道 韮崎市文化ホール南西隅交差 告示点) 「「 「	, I.	パスイ

四

四

八〇

兀

0

景級

地

Ō

九先

戦

玉

の

館 入口

線...

〇国

号道

番東

地土

(深)沿

入町口勝

立交差点) 原沼三、四

四 七

0

塩

Щ

成

年

告月平

1示第四四日 7一日 1成一三年

号

四

八〇 五

線ルコ ーモ プア

管四北 理丁都 室目留 南四郡 側番上

当野 号原 5先(積水が町コモア

八しお

スつ

原上

告月平

宗一成 第日二

沿四四

号

野

三年

1号先 (風の)

番上四野

イゼ プア 側四北 出丁都 口目留 九郡

公園お

北つ

原上

告月平 示二成

宗一成 第日二

笳四四

野

<u>-</u> 年

線ルコ

四

ス三北 管丁都 1理目留空三郡 地七上

側四原

号町

元(積でして

水し八お

ウつ

原上

告月平

| | | | | | | | | | | | | |

号

野

-成

年

南番野

八〇 七 線ルコ ーモ プア

に改め

审

別 表第十四 五 号坂市 線三道 九穂

のとへ八郡差先保韮 両の茅九双点へ七崎 側交ケー葉)権八市 差岳番買な現実を 点広地字ら橋番坂)域の津北西地町 ま農三谷巨詰の宮で道先八摩交六久

\_

五 ō

く け<sub>業</sub> 。。 をん両 除引 ō

八告〇年平 号示白九成

第三 月一

ō け車 をん両除引

五

ヮを

四

八00

北鶴市通公道

線園舞

(ビジネスー甲府市中中

スホテルニュー F央二丁目四I

- 上

玉豊 | 木号

田

府

年

0

七 五

号坂市

線三道 九穂

のとへ八郡差先保韮 両の茅九双点へ七崎 側交ケー葉ン権八市 差岳番町で現る場

点広地字ら橋番坂)域の津北西地町

ま農三谷巨詰の宮で道先八摩交六久

告月平 示一成第一一 四日三

묵

四

 $\subseteq$ 

町

道

西

北

E

摩

都小

淵沢町

九八

九 番

長

坂

平

成

军 四 军 匝 军

四

 $\circ$ 

一町

号級道

線二西

地北

党先(アウト-ゼー・ポート)

レ沢

が町

ト四

入 0000

番

長

坂

成

八

号西コ

線--ŧ

ら十モ番四北 北字ア地方都

都路ループ語留を記している。

記点 記点 線二五野 野)と 七一原

原かのコ六町

九五〇

Ō

原上

一年平

月三

号示日一成

四告

く りょ 。をん両 除引

五

告月平

示一 第日

끄

四

八〇

八町 号道

線三

地中

の巨

一摩

先 (常和)

永町

小駅南交

(差点)

府南甲

告月平

号

番 兀 」に

四

 $\circ$ 

0

北鶴市通公道

線園舞

(ビジネス・甲府市中央

ヘホテルコー・央ニーコ

|番

田

府

成

年

0

告月平

**西日三** 

亦

号

っを

を

四

五

九

豊崎県

富櫛道

線形韮

五中

番巨

地摩

先郡

ヘ白 曲根

輪町

田曲

新輪

田田

交新

点 五

兀

笠

原小

告月平

示一 第日 四 成

匹 年

号

」に

四

五

九

線形韮県 豊崎

富櫛道

〇中

番巨

地摩

先(市川強方南側交差点)郡白根町曲輪田新田二一

兀

笠

.

六

原小

第告平

示 五号

ヮを

四

八

西 玉

道号道 路甲五

西九中

交三 差番摩

点地都

先若

(草

草十

櫛日

形市

ルインタ

ク タ 五

六

原小笠

告月平

示一成 第日一 四 成

兀 年

号

四

 $\circ$ 

六

月一 第三

 $\overline{\circ}$ 韮 췌 八告〇年平 号示日九成

韮 裇

五 七八

告月

宗一第日

和四四

号

\_ に ヮを 「を 「を 」に に改める 別表第十六中 Щ 八 ţ ţ ţ 梨 八 ţ 五 九 県 八五 九八五 兀 五 几 公 報 域西富 削 町 削 線二町 削 農部士道広川 側交車道八町 除 除 号道 道 (千二百三十九号 地中 先巨 西二中 進番巨 口地東 塩の山 ?(「赤池正文」方南側) |摩郡昭和町上河東五六九番 車地摩 山三梨 線先郡に、独上の 両の郡 一白 八野市・一町千野・一町千野・ 杉町 山曲 平成十三年十一月 定輪 足良方北側・舞田新田一七 車両)開力 杣番 小笠原 小笠 南甲 南甲 早 早 日 原 府 府 部 部 告月<u>半</u> 告月平 示一成 二六 一三 号・ 五平 告月平 示一成 第平 一七号 1示第四四号 7一日 成一三年一一 -三一号・六・ 号 八: 年 0 っに \_ に ヮを を っを 」に V V V 九 九 八 V V ≣ Ξ 八 Ξ Ξ 八 兀 兀 六 九 八 六 九 八 九 八 原天市 堰神 原天市堰神 削除 市 町 町 線前道 線前道 道 道 道 線との交差点・北○番地先(玉穂南下中巨摩郡玉穂町下 線ン○中 とド番巨 の南地摩 進へ韮 田山 1 義長方東 日 製市小原 日 車韮崎 両崎市 市文化市 (側・北進) ボカンローボ 側東 八五二 が上井 ・北進車両)
・北進車両)
・北道田富玉穂大津
・一根では、日本のでは、日本 南道南下 単進車両) 単田富玉穂大津 開小学校グラウ ・河東二、○二 進 ル南西隅 車番 軍番 両地) 先 両地 (大) (若 依依 ・地 南先 南甲 南甲 南甲 日 日 韮 韮 甲 下 下 崎 崎 . 部 部 府 府 府 府 告示第四四号 平成一三年一 告示第四四日 告示第四四号 平成一三年一 第告平 一示五 第告平 五七九 第告平 第告平 ΞΨ 第告 四 記 元 四示九 五宗 七 六号 묵 믁 号 兀 号 兀 八 八 0 号 号 号 兀 五 五

ュだ

九

三九七

草櫛町

線形若道

と先中

この交差点東型 (国道五二月 F巨摩郡櫛形町

(利号町 ・甲沢

西西登

進道五車路-

声上七

線地

九

四九

削

除

九

四八

削

除

台河第四日	小笠原平成一三年一一	小笠原 平成一三年一一	小笠原 平成一三年一一	小笠原 平成一三年一一		第告七三六号	小笠原平一〇・七・二	小笠原平一〇・七・二	小笠原 平一○・七・二	第告示六号	小笠原平一〇・七・二	日下部 平成一三年一一	日下部 平成一三年一一
九、七三八 削除	¬ を	九、七三八 小るさ	, [	九、七二二   削除	<u>خ</u>	九、七二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	ר (כ 	九、四五削除	九、四二五 削除	っを	パ線形韮県スバ豊崎イ富櫛道		「九、四二五   罪 道に、
		側・東進車両)を地先(牧丘大橋西詰交差点西東山梨郡牧丘町千野々宮五八二			H	車両)   中巨摩郡白根町曲輪田新田二					東進車両) 東進車両) 「一工番地の一先(国道五二号甲で一二番地の一先(国道五二号甲で一十三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	_	
日下部 平成一三年一一		第二五号		小笠原 平成一三年一一	_	小笠原 等二五号 ・・・・・三		小笠原 平成一三年一一	小笠原 平成一三年一一	L	り 登房	第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	小笠原平一〇・七・二

ヮを

九

四〇〇

草櫛町

線形若道

との交差点西原 中巨摩郡櫛形

側号町・甲沢東西登

米進車両) 四道路下り 豆五一六番は

線地

九

三九九

草櫛町

線形若道

との交差点東郊中巨摩郡櫛形

進道五 車路一 

線地

九

三九

八

草櫛町

線形若道

との交差点西原 中巨摩郡櫛形

側号町・東西

米進車両) 四道路上り 豆五一七番

線地

九

三九七

削

除

九

四〇〇

削

除

九

三九九

削

除

九

三九八

削

除

を に改める 別表第十七中 Щ Ó Ó 梨 Ó 二六七 二六七 県 八五 八四 八三 公 報 中府県道玉道 中府県道玉道 号西コ 線一モ 一ア 号西コ 線一モ 一ア 線川市 線穂甲 線穂甲 四道 号貢 千二百三十九号 点と道番成中 )の上地島巨 北進車両)北都留郡上野 東方一北 側津八都 澤甲 貴府三市 か丁成の一摩 から 字島三 中路中先二玉 巨交楯へ八穂 摩差線町九町 ・停番留西車地郡 二男方西側1章川本町1 進場の上 車線四野 丁字路交差点南側||四二先(コモア=||野原町四方津二、五 車級四野 両と先原 の「県四 北番 平成十三年十一月 北進車両) 字道方路野津 八九〇 八九〇 交田二、 差尻 点四五 中 車 車 ・ル五 両 両 上野 上野 甲 終日 終日 府 日 原 原 告月平 告月平 告月平 府南 府南 宗一-成第一一 四日三 宗一成第日一 第日一 四 成 示一成 第日一 四 成 甲 甲 告日年平 告日年平 号示 号示 , 八成 月一 九三 '八成 月一 九三 匝 年 四 年 年 第三 第三 号 号 号 0 に改め ヮを に改める。 別表第三十三 = = \_ 六九 梨市県 線之 蔵 梨市市 蔵県 山道和市 線駅道東山 一 号西コ ラロゴ 線一モ 一ア 山梨 線之 山道 (市民体育館東交差点)山梨市上石森二三九番 (日下部公民館入口山梨市小原東八五 民山 まの方(一町北路 二二七町北で丁津県八四都交プ先六四都の字停道番方留差線(番方留 両路車野地津郡点とコ地津郡側交場田の二上)のモの二上を線尻四、野か十ア二、野点と四先五原ら字ル四五原 (体育館東交差点) | |梨市上石森二三九番地先 昭入口交差点)八五一番地の 両野〇小~技番沢 九五〇 地 先 市 先 兀 兀 兀 車 亩 告示第二

一年

月

兀

日

号

を

ビ

Ó

八三

線川市

四道

号貢

澤甲

【貴三男方西側 | F府市貢川本町|

北蕃

北進車両)

中

甲

府

成 示-

军

0

<u>一</u>六

八

-囲丁 0

\_00

車 声

終

日

長坂

年平

月三

四告 号示日一成第二一

应

終

日

剪

原上

月三

四告一年平 号示日一成

第四

の側へ六郡両交田七玉 側差中番穂

号級道

線 \_西 告示第四四号

告月平

岱日

号

告示第四四日平成一三年 告示第五 一年 号\_ 月 月 В 兀 日

## 遊技機の型式の検定

規定により公示する。四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊の営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)

平成十三年十一月一日なお、検定の有効期間は、平成十六年十月三十一日までとする。

山梨県公安委員会

委員長 風 間 善 樹

	型式	の概	要	
申請者氏名又は名称及び住所	及 び 区 分遊技機の種類	型 式 名	業は製 者輸造 名入又	検定番号
で 様式会社ミズホ 代表取締役	<b>選ちんこ遊技</b>	C = R = 1	株式会社	一〇〇三六六
地二五東京都江東区有明三丁目一番東京都江東区有明三丁目一番	ー号イ ( 別表 規則第六条第	G 八 I ニテ I ィ S I	ミスホ	
	動役物第二)			
双帝  京  京  京  京  京  大  大  大  大  大  大  大  大		海へいこ	ミマー 美水 大	100回011
一二七番地 愛知県春日井市桃山町一丁目 愛知県		説う	会】	
	動役物第一種特別電			
は、 井置と見 株式会社ソフィア 代表取締	<b>戦ちんこ遊技</b>	花満SV	ノ株 フ式 イ会 ア社	100回1七
〇一番地 群馬県桐生市境野町七丁目二 谷 井置定男	一号イ(別表規則第六条第		<u>}</u>	
	動第二 第一種特別電 開電			
会社 代表取締役 スコットアイジーティージャパン株式	規則第六条第回胴式遊技機	 	ティージー	一四〇三九六
1	二号 (別表第		ヤパン株	

丁目一番四号 松元邦夫 松元邦夫 代表取締役	〇一四番地の八 群馬県桐生市広沢町二丁目三 中島潤 株式会社平和 代表取締役	六〇番地 群馬県桐生市境野町六丁目四 毒島秀行 株式会社三共 代表取締役	丁目一一番一三号 愛知県名古屋市中区丸の 受知県名古屋市中区丸の 様式会社サンセイアール	二番九号 二番九号 二番九号 代表取 二番九号	号愛宕東洋ビル七階東京都港区愛宕一丁目三番四
表取締役 横 内本町一 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 動役物	型役 ぱちんこ遊技 関役 ぱちんこ遊技 機	型で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(V) 最紀 機 (V) 最紀 機 (V) 日本 (V)	表取   ぱちんこ遊技   表取   ぱちんこ遊技   表取   ぱちんこ遊技   まった   まっ	番四
竜 C 馬 R R 熱血	ッッC ピピR I I・ J 八八	ルデーC スカバ R S ザーフ P ウドィ	おい C やぜ ! じ ! つ	クぱ C く R E パわ X I ん	
藤株 商式 事 社	平株 和式 会 社	三株 共会社	ンアササ ドールセ デルセイ イアイ	研 工 株	式会社
一〇〇四三一	一〇〇三八七	一〇〇三八九	一〇〇三六七	一〇〇四三六	

## 正誤

発行者	山梨県
山梨	県公報
県甲府市丸の内一丁目六番一号	第千二百三十九号
丁目六番一号	平成十三年十一月一日
印刷所 ㈱サンニチ印刷	日
·刷 甲府市北口二丁目六番	
	五八四